

第4章 免許状の申請手続

I 免許状の申請方法

免許状の取得（追加）方法には、基本的に、次の2パターンに分けられる。

（1）大学における養成による免許状の取得（追加）

定められた基礎資格を有し、文部科学省による課程認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対し、免許状が授与（追加）される。

（2）教育職員検定による免許状の取得（追加）

人物、学力、実務及び身体についての教育職員検定に合格した者に対し、免許状が授与（追加）される。教育職員検定は、原則、提出された書類により行う。このうち、学力の検定は所定の単位を修得すること、実務の検定は規定の在職年数（良好な成績で勤務した期間に限る。）を満たすことによる。

免許状の取得（追加）方法が異なると免許申請方法も異なるので、注意すること。

II 申請書類の提出先

1 大学における養成による免許状の取得（追加）

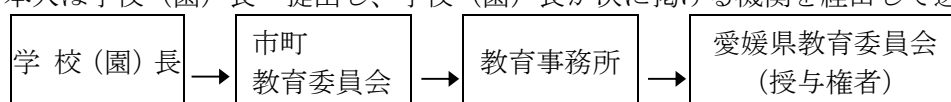
愛媛県教育委員会が授与した免許状の授与証明書の交付、免許状の書換え・再交付
愛媛県教育委員会が開設した免許法認定講習の学力に関する証明書の交付

本人が直接、愛媛県教育委員会へ申請すること。

2 教育職員検定による免許状の取得（追加）

〔市町立学校（幼稚園含む。）の教員が申請する場合〕

本人は学校（園）長へ提出し、学校（園）長が次に掲げる機関を経由して送付すること。



〔市町立認定こども園、国・県・私立学校（幼稚園・認定こども園含む。）の教員及び保育士・保育教諭が申請する場合〕

本人は学校（園）長へ提出し、学校（園）長が愛媛県教育委員会に送付すること。



〔現職教員以外の者が申請する場合〕

本人が直接、愛媛県教育委員会へ申請すること。

Ⅲ 手数料

手数料は、申請する免許状の種類ごとに相当する金額の愛媛県収入証紙をそれぞれの申請書にちょう付すること。

令和3年4月1日改訂

区 分	金 額	備 考
普通免許状の授与手数料	3,400 円	愛媛県手数料条例 第2条 〔別表6 その他の手数料〕
特別免許状の授与手数料	3,400 円	
臨時免許状の授与手数料	1,900 円	
教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料		
（1）普通免許状の新教育領域の追加	3,400 円	
（2）臨時免許状の新教育領域の追加	1,900 円	
免許状の書換え手数料	1,100 円	
免許状の再交付手数料	1,200 円	証明事務等に係る 手数料条例第2条
教育職員検定手数料	1,900 円	
免許状授与証明書の交付手数料	700 円	
学力に関する証明書の交付手数料	700 円	

[注]教育職員検定を伴う場合は、授与(追加)手数料に教育職員検定手数料を加えた額となる。

(例) 他の種類、他教科、隣接校種の免許状等の授与

教育職員検定 1,900 円 + 授与 3,400 円 = 5,300 円

Ⅳ 実務、人物及び身体に関する証明書の証明者

国立・公立・私立学校の教員等の証明者は、次のとおりである。(免許法別表第3備考第2号、施行規則第67条)

学校等の種類	実務証明責任者	備 考
大学附置の国公立学校	大学の学長	身体に関する証明書は、証明者が学校で行う健康診断等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
県立学校	愛媛県教育委員会	
市町立学校	市町教育委員会	
私立学校	学校法人の理事長	
少年院	法務大臣	
海外の在外教育施設	文部科学大臣	
外国の教育施設又はこれに準ずるもの	独立行政法人国際協力機構の理事長	

※市町立・県立学校教員等は、所属長を通じて証明書作成を依頼すること。

国立・公立・私立学校の教員以外の者については、次のとおりとする。

学校等の種類	証明者	備 考
臨時免許状を申請する場合（新規講師採用者）	大学附置の国公立学校	身体に関する証明書は、証明者が健康診断票を提出させる等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
	県立学校	
	市町立学校	
	私立学校	
大学に在籍する者又は大学を卒業した者の証明で、大学が証明可能な場合	大学の学長	
上記以外の場合	愛媛県教育委員会 ※面接等による。	

※「上記以外の場合」の面接等については、義務教育課が行う。

その場合、身体に関する証明書は、病院で健康診断を受けて発行されたものとする。

V 申請書類

申請の際は、県教委規則に規定する次の書類を免許状の種類ごとに各1通、①から順番にそろえて提出すること。

[注1]

免許状に記載する「氏名」、「旧姓」及び「通称名」については常用漢字で表記する。

[注2]

申請書類中「現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書」について
… 所有する全ての免許状について、添付すること。

[注3]

申請書類中「戸籍抄本等」について

… 戸籍抄本等の改姓・転籍の事実が確認できる書類のこと。

改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合に限り提出が必要である。

なお、同時に複数の免許状授与・追加を願い出る場合で、いずれか1つの出願に係る書類として提出したときは、他の出願に係る書類としては、提出することを要しない。

なお、以下、「大学における養成による免許状の取得（追加）」の場合は大学養成等、「教育職員検定による免許状の取得（追加）」の場合は教育職員検定と分けて述べているので、申請方法、提出先等に注意すること。

1 普通免許状の授与の出願（免許法第5条第1項）

特別支援学校教諭普通免許状への新教育領域追加の出願（免許法第5条の2第3項）

大学養成等

- ① 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第7号）
- ③ 実務に関する証明書（教員の経験年数に応じて教育実習の単位を振り替える場合）
- ④ 基礎資格を有することを証する書類
（卒業証明書、修了証明書、保健師又は看護師の免許等）
- ⑤ 学力に関する証明書
- ⑥ 介護等体験に関する証明書又は介護等体験免除者であることを証する書類
（小学校及び中学校の免許状を申請する場合）
- ⑦ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
- ⑧ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注3]

ただし、教員免許更新制により失効した普通免許状の授与を出願する場合は、愛媛県教育委員会が認めるものにあつては、上記③～⑥の全部又は一部の提出を省略することができる。

2 教員資格認定試験合格による普通免許状の授与の出願（免許法第16条の2第1項）

大学養成等

- ① 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第7号）
- ③ 教員資格認定試験の合格証書の写し又は合格証明書
- ④ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）

- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

3 情報・福祉の講習を修了したことによる普通免許状の授与の出願（12 年改正法附則第 2 項、第 3 項） **大学養成等**

- ① 教育職員免許授与（追加）申請書（様式第 1 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 情報・福祉の教科に関する講習を修了したこと証する書類
④ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

4 普通免許状の検定及び授与の出願（免許法第 5 条第 1 項及び第 6 条）

特別支援学校教諭普通免許状への新教育領域追加の出願（免許法第 5 条の 2 第 3 項及び第 6 条）

教育職員検定

- ① 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願（様式第 2 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 身体に関する証明書（様式第 9 号）
④ 実務に関する証明書（他の教科の免許状を申請する場合は不要）
（学校栄養職員が、栄養教諭免許状を申請するに当たり栄養教育実習の単位を振り替える場合は、学校栄養職員としての実務に関する証明書だけでなく、特別非常勤講師としての実務に関する証明書も併せて必要）
⑤ 人物に関する証明書（様式第 11 号）
⑥ 基礎資格を有することを証する書類（栄養教諭の場合に限る。）
⑦ 学力に関する証明書
⑧ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
⑨ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

ただし、教員免許更新制により失効した普通免許状の授与を出願する場合は、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、上記④の提出を省略することができる。

5 施行法第 2 条による普通免許状の検定及び授与の出願（施行法第 2 条第 1 項）

教育職員検定

- ① 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願（様式第 2 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 身体に関する証明書（様式第 9 号）
④ 実務に関する証明書
⑤ 人物に関する証明書（様式第 11 号）
⑥ 基礎資格を有することを証する書類
（施行法第 2 条第 1 項の表の上欄に掲げる資格を有することの証明書）
⑦ 学業成績証明書
⑧ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
⑨ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

ただし、教員免許更新制により失効した普通免許状の授与を出願する場合は、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、上記④の提出を省略することができる。

6 免許状交付の出願（施行法第 1 条第 3 項） **大学養成等**

- ① 教育職員免許状交付申請書（様式第 3 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）

- ③ 学業成績証明書又は教科認定書（中学校及び高等学校の免許状の場合）
(様式第 12 号)
- ④ 旧免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

7 特別免許状の検定及び授与の出願 **教育職員検定**

- ① 教育職員特別免許状検定及び授与願 (様式第 4 号の 3)
- ② 宣誓書 (様式第 7 号)
- ③ 推薦書 (様式第 7 号の 2)
- ④ 身体に関する証明書 (様式第 9 号)
- ⑤ 実務に関する証明書
- ⑥ 人物に関する証明書 (様式第 11 号)
- ⑦ 高等学校以上を卒業したことを証する書類（最終学歴の卒業証明書又は修了証明書）
又は高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有することを証する書類
- ⑧ 学業成績証明書
- ⑨ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証する書類
- ⑩ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
- ⑪ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

※申請時期は、随時とする。

（申請にあたっては、任命権者又は雇用者から事前に相談してください。）

8 臨時免許状の検定及び授与の出願 **教育職員検定**

- ① 教育職員（普通、臨時）免許状検定及び授与（追加）願 (様式第 2 号)
- ② 宣誓書 (様式第 7 号)
- ③ 教育職員臨時免許状出願副申書 (様式第 8 号)
- ④ 身体に関する証明書 (様式第 9 号)
- ⑤ 実務に関する証明書
- ⑥ 人物に関する証明書 (様式第 11 号)
- ⑦ 教科（領域）認定書（中学校、高等学校、又は特別支援学校の教員）(様式第 12 号)
- ⑧ 高等学校以上を卒業したことを証する書類（最終学歴の卒業証明書又は修了証明書）
又は高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有することを証する書類
- ⑨ 学業成績証明書
- ⑩ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
- ⑪ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

9 免許状の書換え

- ① 教育職員免許状（書換え・再交付）申請書 (様式第 5 号)
- ② 現に有する免許状
- ③ 戸籍抄本等 [注 3]

10 免許状の再交付

- ① 教育職員免許状（書換え・再交付）申請書 (様式第 5 号)
- ② 破損の理由によるものは、その免許状及び理由書
- ③ 紛失の理由によるものは、その理由書
- ④ 戸籍抄本等（書換え済みの場合は不要）[注 3]

11 特別非常勤講師の届出

- ① 特別非常勤講師任命等届出書

(様式第 16 号の 2)

12 免許教科以外の教科担任許可申請

- ① 免許教科以外の教科を担当する許可申請書
② 調書

(様式第 17 号)

(様式第 18 号)

13 教育職員免許状授与証明書の交付

- ① 教育職員免許状授与証明書交付申請書
② 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合 書換え済みの場合は不要）[注 3]

(様式第 15 号)

14 愛媛県教育委員会が開設した免許法認定講習の学力に関する証明書（教育職員検定）の交付

- ② 学力に関する証明書（教育職員検定）交付申請書
③ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

(様式第 13 号)

VI 実務、人物及び身体に関する証明について（証明者向け）

国立・公立・私立学校の教員にかかる人物、実務及び身体に関する証明書は、証明者が免許法により規定されている。

教育職員免許法第7条第2項

国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

1 証明者

国立・公立・私立学校の教員等の人物、実務及び身体に関する証明書の証明者は、次のとおりである。

学校等の種類	実務証明責任者	備 考
大学附置の国公立学校	大学の学長	免許法 別表第3 備考第2号
県立学校	愛媛県教育委員会	
市町立学校	市町教育委員会	
私立学校	学校法人の理事長	
少年院	法務大臣	施行規則 第67条
海外の在外教育施設	文部科学大臣	
外国の教育施設又はこれに準ずるもの	独立行政法人国際協力機構の理事長	

国立・公立・私立学校の教員以外の者については、次のとおりとする。

学校等の種類	証 明 者	備 考
臨時免許状を申請する場合 (新規講師等採用者)	大学附置の国公立学校	身体に関する証明書は、証明者が健康診断票を提出させる等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
	県立学校	
	市町立学校	
	私立学校	
大学に在籍する者又は大学を卒業した者の証明で、大学が証明可能な場合	大学の学長	
上記以外の場合	愛媛県教育委員会 ※面接等による。	

※「上記以外の場合」の面接等については、義務教育課が行う。

その場合、身体に関する証明書は、病院で健康診断を受けて発行されたものとする。

2 証明書の様式

様式は、次のとおりである。

様 式 名	根 拠 規 定	備 考
人物に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の1号様式 県教委規則 様式第11号	
実務に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の2号様式	
身体に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の3号様式 県教委規則 様式第9号	

3 証明書の作成方法

本人が直接、愛媛県教育委員会に申請書を提出する場合、証明書は厳封のうえ親展であること。

(1) 人物に関する証明書

性格、指導力、研究心、社会性、教員としての適格性その他の5項目について、所見を記入すること。

(作成例)

様式第11号（第6条・第6条の2・第9条・第10条関係） 人物に関する証明書

人物に関する証明書	
氏 名 ○ ○ ○ ○ (旧 姓) (通 称 名)	
○○年○○月○○日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
○○年 ○ 月○○日	
学校法人 ○○○学園 (証明者) 理事長 ○ ○ ○ ○ 印	
記	
項 目	所 見
性 格	明朗快活であり、生徒職員からも大変好かれる性格である。責任感が強く、何事にも誠実な対応をする。
指 導 力	指導力に優れており、生徒を引きつける授業を展開する。生徒指導においても、厳しさの中にも愛情を持った指導を行う。
研 究 心	積極的に研修に参加するなど、常に問題意識を持って自己研鑽に努めている。研究の成果を授業に生かす努力を怠らない。
社 会 性	協調性に優れ、誰とでも良好な人間関係を築くことができる。細やかな気配りにより、周囲の人からの信頼を得ている。
教員としての 適格性その他	教員としての自覚と誇りを持っている。勤務成績も良好であり、教員として適格であると認める。

注 (旧姓) 及び (通称名) の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

(2) 実務に関する証明書

実務に関する証明書は、次により、良好な成績で勤務した期間について作成すること。

※ この証明書により実務の検定を行うので、担当教科等及び除算期間、非常勤講師の週当たりの授業時数について漏れなく記入すること。

- 〔期 間〕 発令に基づいた期間を正確に記入すること。
- 〔年 月 数〕 暦に従って計算し、余りの日数がある場合は、括弧書きすること。
「2、良好な成績で勤務した年月数」の計算は、全ての年月数を合計し、余りの日数は30日を一月とし、端数は切り捨てること。
休職及び90日以上休暇・休業（病気休暇、産前産後休暇及び育児休業）の期間は除算期間として算定すること。
- 〔担当教科等〕 幼稚園、小学校の場合は、空欄とすること。
専科による勤務の場合は明記すること。
中学校、高等学校の場合は、担当教科を記入すること。
特別支援学校の場合は、担当学部、教科、特別支援領域を記入すること。
- 〔備 考〕 非常勤講師の期間については、週当たりの授業時数を記入すること。
除算期間について、記入すること。

(作成例)

実務に関する証明書					
氏 名 ○ ○ ○ ○ (旧 姓) (通 称 名) ○○○○年○月○○日生					
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。					
○○年 ○ 月○○日 (証明者) ○○市教育委員会 印					
記					
1、良好な成績で勤務した期間					
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考
昭和○年○月○日～ 昭和○年○月○日	○年○月 (○日)	○○市立 ○○小学校	非常勤 講師		週8時間
昭和○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月 (○日)	○○市立 ○○小学校	講師	音楽専科	
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月 (○日)	○○市立 ○○中学校	教諭	音楽	H0.0.0～ H0.0.0 病休、休職
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月	○○市立 ○○特別支援学校	教諭	中学部・音楽 知的障害者領 域学級担当	
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月	○○市立 ○○中学校	教頭	音楽	
2、良好な成績で勤務した年月数					
合計 ○○ 年 ○○ 月					

(3) 身体に関する証明書

身体に関する証明書は、学校保健安全法第 15 条に基づき行われる職員の健康診断の結果を転記したので差し支えない。よって、記載を要する検査項目は、学校保健安全法施行規則第 13 条で定められたものであり、検査を要しない項目の欄については、記載を要しない。

なお、現職教員でない場合の身体に関する証明書は、医療機関で健康診断を受けて発行されたものとする。

〔学校保健安全法施行規則第 13 条で定められた検査項目〕

- 1 身長、体重及び腹囲
- 2 視力及び聴力
- 3 結核の有無
- 4 血圧
- 5 尿
- 6 胃の疾病及び異常の有無（妊娠中の女性職員は検査項目から除く）
- 7 貧血検査
- 8 肝機能検査
- 9 血中脂質検査
- 10 血糖検査
- 11 心電図検査
- 12 その他の疾病及び異常の有無

※次の者は、それぞれ右欄の項目を検査項目から除くことができる。

・ 20 歳以上の職員	1 身長
・ 35 歳未満の職員、 ・ 36 歳以上 40 歳未満の職員、 ・ 妊娠中の女性職員 ・ その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI が 20 未満である職員 ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMI が 22 未満である職員に限る。）	1 腹囲
・ 40 歳未満の職員	6 胃の疾病及び異常の有無
・ 35 歳未満の職員 ・ 36 歳以上 40 歳未満の職員	7 貧血検査 8 肝機能検査 9 血中脂質検査 10 血糖検査 11 心電図検査

$$\text{※BMI} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}}$$

（作成例：現職の教員）

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

身体に関する証明書

氏 名 ○ ○ ○ ○
 （旧 姓）
 （通 称 名）

〇〇年〇月〇〇日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

〇〇年 〇 月〇〇日

（証明者） 〇〇町教育委員会 印

記

項 目	状 況
身長・体重及び腹囲	(身長) (体重) (腹囲) 1 7 0 . 0 c m ・ 7 2 . 5 k g ・ 8 2 . 0 c m
視力検査	異常なし
聴力検査	異常なし
結核検診	異常なし
血圧測定	異常なし
尿検査	異常なし
胃検診	〇〇〇〇 業務に支障なし
血液検査	異常なし
心電図検査	異常なし
その他	異常なし

異常なし以外の場合は、教員としての通常業務に支障がないことを確認し、その旨、記載してもらうようにしてください。

- 注1 （旧姓）及び（通称名）の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。
- 2 上記の項目のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第2項又は第3項の規定の適用があるとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。
- 3 身長・体重及び腹囲は測定値を、視力検査以下の項目は異常の有無（異常ありの場合にあつては、その内容）を記入すること。

(作成例：現職以外の者で医療機関を受診する方)

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

身体に関する証明書		
氏 名 ○ ○ ○ ○ (旧 姓) (通 称 名)		
○○年○月○○日生		
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。		
○○年 ○ 月○○日 所在地 ○○○○ (証明者) ○○病院 医師 ○○ ○○ TEL ○○○-○○○-○○○○ 認 印		
記		
項 目	状 況	
身長・体重及び腹囲	(身長) (体重) (腹囲) 1 7 0 . 0 c m ・ 7 2 . 5 k g ・ 8 2 . 0 c m	
視力検査	異常なし	
聴力検査	異常なし	
結核検診	異常なし	
血圧測定	異常なし	
尿検査	異常なし	
胃検診	<u>○○○○ 業務に支障なし</u>	
血液検査	異常なし	
心電図検査	異常なし	
その他	異常なし	

異常なし以外の場合は、教員としての通常業務に支障がないことを確認し、その旨、記載してもらいようにしてください。

注1 (旧姓) 及び (通称名) の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 上記の項目のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第2項又は第3項の規定の適用があるとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。

3 身長・体重及び腹囲は測定値を、視力検査以下の項目は異常の有無（異常ありの場合にあつては、その内容）を記入すること。